



報道関係者 各位

令和4年2月3日（木）

【照会先】

愛知労働局総務部総務課

総務課長 寺部 重宏

総務企画官 橋本 圭一

人事計画官 竹田 順吾

（代表電話）052(972)0264

内線 331、205、220

春日井公共職業安定所に勤務する委嘱者の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年2月1日（火）、春日井公共職業安定所（春日井市南下原町2-14-6。以下「ハローワーク春日井」という。）に勤務する委嘱者が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該者は、2月1日（火）まで窓口業務に従事し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止シートを設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として、1日（火）に抗原検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

ハローワーク春日井では、感染の可能性のある職員を自宅待機とし、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っています。

なお、当該職員の行動履歴を確認した結果、利用者の方に濃厚接触者はいないと判断していますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。